

重 要 事 項 説 明 書

1 事業所の概要

事業所名	横浜市恩田地域ケアプラザ
所在地	横浜市青葉区あかね台2-8-4
事業所指定番号	1473702437 号
管理者・連絡先	小谷 洋介 045(988)2010
サービス提供地域	横浜市 青葉区、緑区、都筑区、東京都町田市 (その他の地域については応相談とします。)

2 事業所の職員体制

職 種	従事するサービス内容等	人 員
管 理 者	管理者は、業務の管理を一元的に行います	1名（常勤兼務）
介護支援専門員 (ケアマネジャー)	ケアマネジャーは、要介護者等からの相談に応じるとともに、ケアプランの作成を行います。 サービス提供状況を把握し、モニタリングを行います。	常勤専従 1名以上 常勤兼務 1名

3 業務日及び業務時間

業 務 日	業 務 時 間
月曜日～土曜日（但し12月30日から1月3日までは除く）	午前8時30分から午後5時30分

4 サービス内容

- (1) ケアプランの作成・説明
- (2) サービス事業者との連絡調整
- (3) ケアプランの実施状況の把握・モニタリング
- (4) 市区町村への連絡・調整等
- (5) 介護保険施設の紹介その他便宜の供与
- (6) 要支援1、2認定の場合、地域包括支援センターへの引継ぎ
- (7) 介護予防プラン作成の受託(エリア限定)

5 サービス利用料及び利用者負担

- (1) ケアマネジメントに懸かる費用については、事業者が法律の規定に基づいて介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合(法定代理受領)は、ご契約者の自己負担金はありません。
- (2) ただし、ご契約者の介護保険料の滞納などにより事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、下記のサービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。

2024.4.1から		告示額	備考
要介護1. 2		12,076円	
要介護3. 4. 5		15,690円	
初回加算		3,336円	先のサービスのうち利用されないサービスにについては加算されません
入院時情報連携加算 (提供方法問わず)	入院当日	2,780円	
	入院後3日以内	2,224円	
退院時情報連携加算 (入院または入所中に1回を限度に算定)	連携1回	カンファ参加無 5,004円 参加有 6,672円	
	2回	カンファ参加無 6,672円 参加有 8,340円	
	3回	参加有 10,008円	
緊急時等居宅カンファレンス加算		2,224円	
ターミナルケアマネジメント加算		4,448円	
通院時情報連携加算		556円	

(3) ケアプランが通常のサービス実施地域をこえる地域に訪問・出張する必要がある場合は、公共交通機関を利用した場合は、その旅費(実費)の負担をお願いすることがあります。

なお自動車での実施地域を越える移動に関しては実費の徴収は致しません。

(4) 利用者はこのケアマネジメントにかかる訪問、ケアプランの作成・説明及びモニタリング等のサービスの提供を、一週間以上の予告期間をもって解約できます。

6 当事業所における運営方針

当事業所におけるサービスの運営方針は次のとおりです。

- (1) ケアプランの作成にあたっては、利用者の意思を尊重し、心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者が自立した日常生活を営むことができることを目標とします。また計画の作成にあたっては、原則として相談を受け付けてから可及的速やかに利用者宅を訪問の上、状況調査を行います。
- (2) 適正な医療系サービス及び福祉系サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるように、常に利用者の立場に立ち、提供されるサービスが特定の種類又は特定の事業者に不当に偏することのないように、公正中立にケアプランを作成するとともに、サービス事業者との連絡調整を行います。また、利用者が複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができ、居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求める事が可能です。
- (3) 事業の実施にあたっては、関係行政機関、地域の保健・医療・福祉サービス、ボランティア団体等との綿密な連携を図り、総合的なサービス提供の調整に努め、要介護状態の軽減もしくは悪化の防止または要介護状態になることの予防に資するように充分配慮いたします。
- (4) 事業所は、ケアマネジャー等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備いたします。

ア 採用時研修 採用後3ヶ月以内

イ 定期研修 年3回

7 秘密保持

事業所及びケアマネジャーは、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。ただし、ケアプランを作成するにあたり、サービス事業者に開示する必要がある情報については、事前に利用者又はその家族から、文書で同意を得るものとします。

8 事故処理

- (1) 当事業所は、利用者に事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行い、必要な措置を講じる。
- (2) 前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録、保管する。
- (3) 利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

9 虐待の防止

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じるよう努めるものとする。

- (1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における虐待の防止のための方針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対して、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
虐待に関する責任者 管理者 小谷洋介

10 身体拘束の適正化

事業所は、身体拘束等の更なる適正化を図る観点から、以下の措置を講じるものとする。

- (1) 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行ってはならない。
- (2) 身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

11 感染症の予防及びまん延防止のための措置

事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

12 業務継続計画の策定等

事業者は、感染症や非常災害の発生において、利用者に対して必要なサービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、該当業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

- (1) 事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- (2) 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

13 相談窓口及び苦情処理

当事業所のサービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

電 話 番 号	045(988)2010
F A X 番 号	045(988)0901
担 当 者	管理者 小谷 洋介
そ の 他	相談・苦情については、所長及び管理者が対応します。 不在の場合でも、対応した者が必ず「苦情相談記録表」を作成し、 担当者、所長及び管理者、ケアマネジャーに引き継ぎます。

公的機関に対しても苦情申出等ができます。

青 葉 区 役 所 高齢・障害支援課	所在地 青葉区市ヶ尾町31-4 TEL 045-978-2479 FAX 045-978-2416 対応時間 平日8:45～17:15
緑 区 役 所 高齢・障害支援課	所在地 緑区寺山町118 TEL 045-930-2315 FAX 045-930-2310 対応時間 平日8:45～17:15
都 筑 区 役 所 高齢・障害支援課	住所地 都筑区茅ヶ崎中央32番1号 TEL 045-948-2306 FAX 045-948-2490 対応時間 平日8:45～17:15
横浜市 はまふくコール	所在地 中区本町6-50-10 TEL 045-263-8084 FAX 045-550-3615 対応時間 平日9:00～17:00
神奈川県国民健康保険 団 体 連 合	所在地 横浜市西区楠町27-1 TEL 045-329-3447 利用時間 平日8:30～17:15
町 田 市 役 所 介 護 保 険 課	所在地 東京都町田市森野 2-2-22 TEL 042-724-4364 利用時間 平日8:30～17:00
東京都国民健康保険 団 体 連 合	所在地 東京都千代田区飯田橋3-5-1 東京区政会館11F TEL 03-6238-0177 利用時間 平日9:00～17:30

14 運営法人の概要

法人の名称	社会福祉法人 みどり福祉会																								
代 表 者 名	理事長 戸田 堯子																								
所在地・電話	神奈川県横浜市青葉区さつきヶ丘8番地4号 電話 045-971-4602																								
業務の概要	第一種社会福祉事業 特別養護老人ホームの経営 第二種社会福祉事業 老人居宅介護等の経営 老人デイサービス事業の経営 老人介護支援センターの経営 老人短期入所事業の経営 公益事業 居宅介護支援の事業 地域包括支援センターの事業 診療所の事業																								
事業所数	<table> <tr><td>介護老人福祉施設</td><td>2ヶ所</td></tr> <tr><td>訪問介護</td><td>1ヶ所</td></tr> <tr><td>横浜市訪問介護相当サービス</td><td>1ヶ所</td></tr> <tr><td>短期入所生活介護</td><td>2ヶ所</td></tr> <tr><td>介護予防短期入所生活介護</td><td>2ヶ所</td></tr> <tr><td>居宅介護支援</td><td>4ヶ所</td></tr> <tr><td>通所介護</td><td>2ヶ所</td></tr> <tr><td>横浜市通所介護相当サービス</td><td>1ヶ所</td></tr> <tr><td>町田市国基準型第1号通所介護</td><td>1ヶ所</td></tr> <tr><td>地域包括支援センター</td><td>2ヶ所</td></tr> <tr><td>介護予防支援</td><td>2ヶ所</td></tr> <tr><td>診療所</td><td>1ヶ所</td></tr> </table>	介護老人福祉施設	2ヶ所	訪問介護	1ヶ所	横浜市訪問介護相当サービス	1ヶ所	短期入所生活介護	2ヶ所	介護予防短期入所生活介護	2ヶ所	居宅介護支援	4ヶ所	通所介護	2ヶ所	横浜市通所介護相当サービス	1ヶ所	町田市国基準型第1号通所介護	1ヶ所	地域包括支援センター	2ヶ所	介護予防支援	2ヶ所	診療所	1ヶ所
介護老人福祉施設	2ヶ所																								
訪問介護	1ヶ所																								
横浜市訪問介護相当サービス	1ヶ所																								
短期入所生活介護	2ヶ所																								
介護予防短期入所生活介護	2ヶ所																								
居宅介護支援	4ヶ所																								
通所介護	2ヶ所																								
横浜市通所介護相当サービス	1ヶ所																								
町田市国基準型第1号通所介護	1ヶ所																								
地域包括支援センター	2ヶ所																								
介護予防支援	2ヶ所																								
診療所	1ヶ所																								

【 説明確認欄 】

サービス契約の締結にあたり、上記により重要事項を説明し、同意を受け、文書を交付しました。

____年____月____日

事業者 所在地：横浜市青葉区さつきが丘8-4

法人名：社会福祉法人 みどり福祉会

代表者：理事長 戸田 堯子

事業所 所在地：横浜市青葉区あかね台2-8-4

名 称：横浜市恩田地域ケアプラザ

説明者：ケアマネジャー氏名

サービス契約の締結にあたり、上記の通り説明を受けました。

____年____月____日

利 用 者 氏名

代理人または立会人 氏名

(続柄)